

第8章. TBT（貿易の技術的障害）章

1. TBT章の概要

強制規格、任意規格及び適合性評価手続を作成する際に、これらが貿易の不必要な障害とならないようにするための手続やその透明性の確保等を規定。また、特定の分野については、当該分野毎のルールを定める附属書を設けている。

2. 主要条文の概要

○ 適用範囲（第8. 3条）

本章の規定が締約国間の物品の貿易に影響を及ぼす可能性がある中央政府機関による強制規格、任意規格及び適合性評価手続の立案、制定及び適用について適用すること、各締約国は、中央政府の段階の直下の段階に属する地方政府機関が第8. 5条、第8. 6条及び第8. 7条及び本章の各附属書の規定を遵守することを奨励するため、自己の権限の範囲内において妥当な措置をとること等を規定。

○ 貿易の技術的障害に関する協定の特定の規定の組み込み（第8. 4条）

貿易の技術的障害に関する協定の規定のうち、本章に組み込まれ、この章の規定の一部を成す規定等について規定。

○ 国際規格、指針及び勧告（第8. 5条）

締約国は、国際規格、指針及び勧告が、貿易の不必要な障害を削減する上で重要な役割を果たし得ることを認めること、各締約国は、貿易の技術的障害に関する協定第2条、第5条及び附属書3に規定する国際規格、指針又は勧告があるかどうかを判断するため、WTO貿易の技術的障害に関する委員会の決定を用いること等を規定。

○ 適合性評価（第8. 6条）

締約国は、他の締約国の領域内に存在する適合性評価機関に対し、自国の領域内又は他のいずれかの締約国の領域内に存在する適合性評価機関に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること、当該締約国の領域において特定の強制規格又は任意規格について適合性を評価する機関の認定、認可、免許の交付又はその他の承認を行う場合において、他の締約国の領域において当該強制規格又は任意規格について適合性を評価する機関に対し、当該認定、認可、免許の交付又はその他の承認を行うことを拒否するときは、当該他の締約国の要請に応じ、その拒否の理由について説明すること、他の締約国の領域において行われた適合

性評価手続の結果を受け入れないことを決定する場合には、当該他の締約国の要請に応じ、その決定の理由を説明すること等を規定。

○透明性（第 8. 7 条）

各締約国は、利害関係者に対し自国が作成することを提案する措置について意見を提出する適当な機会を与え、その作成において当該意見を考慮すること等により、他の締約国の者が中央政府機関による強制規格、任意規格及び適合性評価手続の作成に参加することを認めること、関連する国際規格等の技術的内容に適合する強制規格案又は適合性評価手続であっても、貿易に著しい影響を及ぼすおそれのあるものを WTO の加盟国に通報すること、他の締約国又は他の締約国の利害関係者が強制規格案又は適合性評価手続案に対する書面により意見を提出するため、それらの提案を他の締約国に送信する日から通常 60 日の期間を置くこと等を規定。

○強制規格及び適合性評価手続の遵守期間（第 8. 8 条）

貿易の技術的障害に関する協定 2. 12 及び 5. 9 の規定の適用上、強制規格及び適合性評価手続の要件の公表と実施との間の「適当な期間」は、通常 6 ヶ月以上の期間とすること等を規定。

○協力及び貿易円滑化（第 8. 9 条）

締約国は、適合性評価の結果を受け入れることを促進し、規制に関する一層の調和を支援し、及び地域における不必要な貿易の技術的障害を撤廃するための仕組みに関する交流及び協力を強化すること、他の締約国の要請に応じ、当該他の締約国の強制規格を同等なものとして受け入れなかった理由を説明すること等を規定。

○情報の交換及び技術的討議（第 8. 10 条）

締約国は、他の締約国に対し、本章の下で生じる事項に関する情報の提供を要請することができること、そのような事項を解するため他の締約国に対して技術的討議を要請することができ、その要請から 60 日以内に提起された事項について討議すること等を規定。

○附属書

特定の分野（①ワイン及び蒸留酒、②情報通信技術産品、③医薬品、④化粧品、⑤医療機器、⑥あらかじめ包装された食品及び食品添加物の専有されている製法、⑦有機産品）に関するルールを定める附属書を設けている。

・ワイン及び蒸留酒に関する附属書

ワイン及び蒸留酒のラベルに情報を表示することを要求する場合の要件等を規定する。具体的には、以下の規律を規定。

・締約国は、ワイン又は蒸留酒の供給者に対し、ワイン又は蒸留酒の容器、ラベル又は包装に、生産日又は製造日、消費期限、賞味期限等の情報を表示することを求めてはならない。ただし、消費期限又は賞味期限が消費者が通常期待するものよりも短くなっている可能性のある製品については、この限りでない。

・締約国は、シャトー、クラシック、ビンテージ等の形容的表示又は形容詞がワインのラベルに含まれるということのみを根拠として、他の締約国からの当該ワインの輸入を妨げてはならない。

・締約国は、輸入されるワイン又は蒸留酒について、当該ワインのビンテージ、品種等又は当該蒸留酒の原材料及び製造工程に関し、当該ワイン又は蒸留酒がその領域において生産された締約国の公的認証機関等による認証を要求してはならない。

・情報通信技術製品に関する附属書

暗号法を使用する情報通信技術製品の製造、販売、輸入又は使用の条件として、当該製品の生産者又は供給者に対して、当該生産者又は供給者が専有しており、かつ、製品における暗号法に関連する特定の技術、製造工程等の情報を当該締約国又は当該締約国の領域内の者に移転し、又はアクセスを提供すること等を要求する強制規格又は適合性評価手続を課し、又は維持してはならないことを規定。

・医薬品、化粧品又は医療機器に関する附属書

医薬品、化粧品及び医療機器に関する承認手続の透明性を確保すること等について規定。具体的には、以下の規律を規定。

・各締約国は、承認手続の手続を時宜を得た、合理的な、客観的な、透明性のある及び衡平な態様で運用するとともに、関連する危険性を緩和するために利益相反を特定し、及び処理する。

・締約国が、販売承認を付与するかどうかの決定を行うに当たり要求してはならない情報について規定。

・締約国は、販売承認を受けるための条件として、製造国による販売承認を受けることを要求してはならない。

・あらかじめ包装された食品及び食品添加物の専有されている製法に関する附属書

締約国が、強制規格及び任意規格の立案、制定及び適用において専有されている製法に関する情報を収集する場合、正当な目的を達成するために必要なものに限ること、当該情報の秘密が、国内産品の情報の秘密と同様に、かつ、正当な商業的利益を保護するような態様で尊重されることを確保すること等を規定。

・有機産品に関する附属書

各締約国は、有機産品の生産、加工又は表示に関し、強制規格若しくは任意規格を自国のそれらと同等なものとして受け入れ、又は適合性評価手続の結果を受け入れることについての他の締約国からの要請を可能な限り速やかに検討することを奨励されること等を規定。